平成２２年（フ）第５１６９号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野２丁目34―26
破産者　万字　慎也
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１７３号
埼玉県さいたま市大宮区大成町２丁目377―306
破産者　鈴木　一平
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１９６号
千葉県松戸市西馬橋３丁目45―１、開始決定時の住所東京都足立区佐野２丁目１―４
破産者　西野　泰世
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２３８号
神奈川県横浜市泉区新橋町1648―９
破産者　權　　寧美
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２６５号
東京都練馬区上石神井３丁目19―１―107
破産者　新井　健文
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３２６号
東京都大田区西六郷１丁目２―14―604
破産者　吉永　郁郎
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６４号
三重県鈴鹿市算所２丁目８番６号
破産者　株式会社エイチ・アイ・エスマーケティング
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９号
秋田県大館市字長倉85番地
破産者　有限会社大館グリーンホテル山七
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１６２号
山形県鶴岡市鼠ヶ関乙13番地
破産者　鼠ヶ関採石工業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２０年（フ）第１１７８号
東京都港区虎ノ門５丁目３―21
破産者　田中　弘光
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１３０８６号
東京都港区東新橋１丁目10番１号Ｌ―1604
破産者　アロン・ホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４０１号
東京都中央区日本橋３丁目２番14号日本橋ＫＮビル４階
破産者　桜井電子工業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２５４号
東京都千代田区平河町１丁目３番７号
破産者　日本テンナイン株式会社
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４８号
埼玉県川口市芝新町７番９号　アドバンスビル２Ｆ
破産者　株式会社アドヴァンス・ジェムス・ジャパン
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４９号
埼玉県戸田市笹目４丁目27―17―102
破産者　植村　寛之
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７５３号
東京都文京区小石川２丁目３番26号小石川ビル、商業登記簿上の本店所在地東京都文京区小石川２丁目３番22号
破産者　エスピーオカダ販売株式会社
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８００号
埼玉県比企郡小川町大字腰越206番地
破産者　ヤスダパネル有限会社
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５７号
東京都府中市住吉町４丁目30番地の10森田ハウスＢ
破産者　白鳥　孝樹
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７８６号
神奈川県大和市中央１丁目４番17号
破産者　株式会社フィットステージ
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７８号
東京都大田区矢口２丁目30番１号
破産者　有限会社栗田精工
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５１号
横浜市南区庚台70番地
破産者　有限会社タカク空調設備
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４号
山梨県中央市大鳥居3644番地
破産者　有限会社石原建材興業
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係